

経済産業省

20180906中第3号
平成30年9月7日

全市町村の長及び東京都特別区の長 殿

経済産業大臣

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであり、官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要があります。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっています。

加えて、平成30年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、4兆294億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、

55. 1%といたしました。

また、新規中小企業者の契約目標については、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努め、引き続き平成26年度比で国等の全体として概ね倍増の水準となるように努めるものといたしました。

さらに、新たな取組として、国等は、平成30年7月豪雨による災害において被災した中小企業者に対して適切な対応、配慮に努めること及び「働き方改革」に対応する取組として、年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化やその実態把握、相談体制の活用、地方公共団体との連携推進に努めること、といった措置を盛り込んだところであります。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容を御理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 平成30年7月豪雨に対する対応（基本方針 第1「1」、第2冒頭分及び第2「2」関係）

本年7月に発生した西日本を中心とする記録的豪雨において、被災した中小企業・小規模事業者に対する適切な対応、配慮に努めること。

これは、被災地域等の中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興や被災者の雇用の確保について留意する必要があることを盛り込んだもの。

2. 新規中小企業向け契約目標の見直し（基本方針 第1「2」関係）

官公需における新規中小企業者向け契約目標については、平成27年度から平成29年度までの期限付き目標を見直し、期限を設けず、倍増に加えて過去の実績を上回る目標設定に努めること。

3. 「働き方改革」に対応する取組（基本方針 第1「1」、第2「3」（3）、「4」（3）、「9」及び「5」（5）関係）

政府が進める「働き方改革」に対応するため、年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化やその実態把握、相談体制の活用、政府との連携を進めるよう努めること。

これは、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう定めたもの。

4. 地方公共団体への協力依頼に関する事項（基本方針 第2「7」関係）

国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じた必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するなど、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

5. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項（基本方針 第3「1」（3）関係）

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令（昭和22年指令第16号）第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

6. 災害関連の措置事項の活用（基本方針 第2「1」、「2」、「5」（4）③及び「5」（6）関係）

本年7月の西日本を中心とする記録的な豪雨等の頻発する自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、中小石油販売事業者に対する配慮など災害関連の措置事項の尚一層の活用を図ること。

以上